

入札公告

令和7年度市営住宅消防用設備等保守点検その3業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第100条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和7年6月25日

和歌山県住宅供給公社

理事長職務代理者 福本仁志

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度

(2) 調達業務の名称

市営住宅消防用設備等保守点検その3業務委託

(3) 調達業務の内容

和歌山市営住宅岡崎団地外についての消防用設備等保守点検業務を実施する。

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日から令和8年3月4日まで

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、(2)及び(3)については、いずれかの要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『1 建築物の保守管理』の小分類『22 消防設備保守』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおり

(3) 本公告の日現在、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿において、和歌山市と取引を希望する業務委託営業種目として、大分類が「機器保守（業務委託大分類コード1407）」、小分類が「消防設備保守点検（業務委託小分類コード01）」の登録がされている者であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおり

(4) 和歌山市内に本店を有する者であること。

(5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと、及び和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）及び、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所

和歌山県住宅供給公社 住宅管理課
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

(2) 期 間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月9日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

仕様書及び入札説明書等は、和歌山県住宅供給公社ホームページ（<http://wakayama-jk.ecne.t.jp/>）に掲載する。

なお、同様のものを入札参加希望者に無料で次により交付する。

(1) 場 所

3の(1)のとおり

(2) 期 間

3の(2)のとおり

(3) 質 問 の 期 間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年6月30日（月）から令和7年7月2日（水）までの間において、和歌山県住宅供給公社住宅管理課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場 所

和歌山県住宅供給公社 住宅管理課
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

イ 期 間

令和7年7月10日（木）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の（3）のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時

（1）入札の場所及び日時

ア 場 所

和歌山県住宅供給公社 会議室

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

イ 日 時

令和7年7月10日（木）午前10時40分から

（2）開札の場所及び日時

ア 場 所

（1）のアに同じ

イ 日 時

（1）のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

（1）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

（2）入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

（3）入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の（5）による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

（4）入札の際には、次のアかイのいずれかを提示し、又はその写しを提出すること。

ア 和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について

イ 和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加資格者名簿の登録に係る入札（見積）参加資格審査結果通知書

（5）郵送により入札する場合には、（3）の入札書を入れた封筒及び「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について」の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和7年7月9日（水）午後5時00分までに、和歌山県住宅供給公社住宅管理課へ必着させること。

（6）その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、和歌山県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めことがある。
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県住宅供給公社住宅管理課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県住宅供給公社住宅管理課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札候補者は、5の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、当公社は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否 要

13 その他の

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称
和歌山県住宅供給公社 住宅管理課
- (2) 所 在 地
和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階
郵便番号 640-8150
電話番号 073-425-6885（直通）
ファクシミリ番号 073-422-0733

令和7年6月25日作成
和歌山県住宅供給公社住宅管理課

入札説明書

「令和7年度市営住宅消防用設備等保守点検その3業務委託」

令和7年度市営住宅消防用設備等保守点検その3業務委託については、別途の入札公告のとおり「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」により和歌山県住宅供給公社が調達する。

当該「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札公告年月日

令和7年6月25日（水）

2 条件付き一般競争入札に付する事項

（1）事業年度

令和7年度

（2）調達業務の名称

市営住宅消防用設備等保守点検その3業務委託

（3）調達業務の内容

和歌山市営住宅岡崎団地外についての消防用設備等保守点検業務を実施する。

仕様書のとおり

（4）契約期間

契約日から令和8年3月4日まで

3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。ただし、（2）及び（3）については、いずれかの要件を満たしていること。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『1 建築物の保守管理』の小分類『22 消防設備保守』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和3年1月1日以降実施分)（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

ア 登録要件

上述のとおり

<基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第1項の説明参照のこと。>

イ 人材要件

消防設備点検資格者または消防設備士の資格を有する者（常勤である者に限る。）を1名以上雇用している者であること。

<基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第2項の説明参照のこと。>

ウ 実績要件

直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。

<基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第3項の説明参照のこと。>

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、要綱及び基準のとおり

- (3) 本公告の日現在、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿において、和歌山市と取引を希望する業務委託営業種目として、大分類が「機器保守（業務委託大分類コード1407）」、小分類が「消防設備保守点検（業務委託小分類コード01）」の登録がされている者で、次のア及びイの要件を満たしていること。

ア 人材要件

消防設備点検資格者または消防設備士の資格を有する者（常勤である者に限る。）を1名以上雇用している者であること。

イ 実績要件

直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。

- (4) 和歌山市内に本店を有する者であること。

- (5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと、及び和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）及び、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けている者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所

和歌山県住宅供給公社 住宅管理課

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

(2) 期 間

令和7年6月25日(水)から令和7年7月9日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

仕様書及び入札説明書等は、和歌山県住宅供給公社ホームページ(<http://wakayama-jk.ecnet.jp/>)に掲載する。

なお、同様のものを入札参加希望者に無料で次により交付する。

(1) 場 所

4の(1)のとおり

(2) 期 間

4の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年6月30日(月)から令和7年7月2日(水)までの間において、和歌山県住宅供給公社住宅管理課に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書(様式1:要領別記第1号様式)とする。

イ 質問に対しては、原則として令和7年7月7日(月)までに書面(ファクシミリを含む。)により回答し、その内容については、和歌山県住宅供給公社ホームページへの掲載の方法及び和歌山県住宅供給公社住宅管理課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、和歌山県住宅供給公社住宅管理課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者(落札候補者になった者に限る。)は、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項(事後審査)」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場 所

和歌山県住宅供給公社 住宅管理課

和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

イ 期 間

令和7年7月10日(木)の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日(県の休日を除く。)以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の(3)のとおり(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場 所

和歌山県住宅供給公社 会議室
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階

イ　日　　時
令和7年7月10日（木）午前10時40分から

(2) 開札の場所及び日時

ア　場　　所
(1) のアに同じ
イ　日　　時
(1) のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積るものとする。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア　所定の入札書の様式は、入札書（様式2）とする。
イ　入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。
ウ　入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならぬ。

エ　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ　入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、次のアかイのいずれかを提示し、又はその写しを提出すること。

ア　和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について
イ　和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加資格者名簿の登録に係る入札（見積）参加資格審査結果通知書

(5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について」の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和7年7月9日（水）午後5時00分までに、和歌山県住宅供給公社住宅管理課へ必着させること。

(6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとすること。

ア　入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山県住宅供給公社住宅管理課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。

イ　入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ　入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち8の(4)のアかイのいずれかの通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式3）を提

出しなければならない。

- エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。
- オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。
- カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。
当該入札執行調書には、6による入札後の入札参加資格の審査結果についても追記するものとする。
- キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。
- ク その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及びこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、和歌山県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点での掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかつた入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめがある。
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に係る和歌山県住宅供給公社住宅管理課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引か

せて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県住宅供給公社住宅管理課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札候補者は、6の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、当公社は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。
 - ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。
 - イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保
 - (イ) 保証事業会社の保証
 - ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に和歌山県住宅供給公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ： 契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。
 - (イ) 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国(公團等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ： 契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式4)により、それを証する書類(種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等)を提出すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否 要

14 その他の

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称
和歌山県住宅供給公社 住宅管理課
- (2) 所 在 地
和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階
郵便番号 640-8150
電話番号 073-425-6885 (直通)
ファクシミリ番号 073-422-0733